

TEPCO

料 金 表

[特別高圧]

平成28年4月1日実施

料金表 [特別高圧]

1 対象となるお客さま

この料金表 [特別高圧] (以下「この料金表」といいます。) は、次の地域のお客さまを対象といたします。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県，静岡県（富士川以東）

2 料 金

(1) 特別高圧季節別時間帯別電力A

電気需給約款 [特別高圧] (以下「需給約款」といいます。) 14 (特別高圧季節別時間帯別電力A) (4) の基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

A表，B表共通

契約電力 1キロワット につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,630円80銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,576円80銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ピーク時間

A表（平成28年5月31日まで）

1 キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	17円30銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	17円08銭

B表（平成28年6月1日以降）

1 キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	17円39銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	17円17銭

(ロ) 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

A表（平成28年5月31日まで）

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	16円70銭	15円57銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	16円49銭	15円36銭

B表（平成28年6月1日以降）

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	16円79銭	15円66銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	16円58銭	15円45銭

(ハ) 夜間時間

A表（平成28年5月31日まで）

1 キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	12円22銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	12円00銭

B表（平成28年6月1日以降）

1 キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	12円31銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	12円09銭

(2) 特別高圧季節別時間帯別電力B

需給約款15（特別高圧季節別時間帯別電力B）(4)の基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

A表，B表共通

契約電力 1キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,630円80銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,576円80銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	1,522円80銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ピーク時間

A表（平成28年5月31日まで）

1 キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	17円30銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	17円08銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	16円87銭

B表（平成28年6月1日以降）

1 キロ ワット時 につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	17円39銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	17円17銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	16円96銭

(ロ) 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

A表（平成28年5月31日まで）

		夏季料金	その他季料金
1 キロ ワット時 につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	16円70銭	15円57銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	16円49銭	15円36銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	16円27銭	15円09銭

B表（平成28年6月1日以降）

		夏季料金	その他季料金
1 キロ ワット時 につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	16円79銭	15円66銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	16円58銭	15円45銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	16円36銭	15円18銭

(ハ) 夜間時間

A表（平成28年5月31日まで）

1 キロ ワット時 につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	12円22銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	12円00銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	11円85銭

B表（平成28年6月1日以降）

1 キロ ワット時 につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	12円31銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	12円09銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	11円94銭

(3) 特別高圧電力A

需給約款16（特別高圧電力A）(4)の基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

A表、B表共通

契約電力 1キロワット につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,630円80銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,576円80銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

A表（平成28年5月31日まで）

		夏季料金	その他季料金
1 キロ ワット時 につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	15円53銭	14円54銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	15円28銭	14円33銭

B表（平成28年6月1日以降）

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	15円62銭	14円63銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	15円37銭	14円42銭

(4) 特別高圧電力B

需給約款17（特別高圧電力B）(4)の基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

A表、B表共通

契約電力 1キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,630円80銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,576円80銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	1,522円80銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

A表（平成28年5月31日まで）

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	14円98銭	14円05銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	14円74銭	13円83銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	14円50銭	13円62銭

B表（平成28年6月1日以降）

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	15円07銭	14円14銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	14円83銭	13円92銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	14円59銭	13円71銭

(5) 特別高圧臨時電力

需給約款18（特別高圧臨時電力）(2)口の電力量料金は、次のとおりいたします。

なお、電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

また、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

イ 需給約款18（特別高圧臨時電力）(1)イに該当する場合

A表（平成28年5月31日まで）

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	17円02銭	15円91銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	16円73銭	15円65銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	16円46銭	15円40銭

B表（平成28年6月1日以降）

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	17円11銭	16円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	16円82銭	15円74銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	16円55銭	15円49銭

ロ 需給約款18（特別高圧臨時電力）(1)ロに該当する場合

A表（平成28年5月31日まで）

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	17円69銭	16円51銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	17円39銭	16円24銭

B表（平成28年6月1日以降）

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	17円78銭	16円60銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	17円48銭	16円33銭

(6) 特別高圧自家発補給電力

需給約款19（特別高圧自家発補給電力）(1)ハ(ロ)および(2)ハ(ロ)の電力量料金は、次のとおりといたします。

なお、電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

また、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

イ 特別高圧自家発補給電力A

(イ) 定期検査または定期補修による場合

A表（平成28年5月31日まで）

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	16円61銭	15円52銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	16円33銭	15円28銭

B表（平成28年6月1日以降）

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	16円70銭	15円61銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	16円42銭	15円37銭

(ロ) (イ)以外の場合

A表（平成28年5月31日まで）

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	19円58銭	18円22銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	19円23銭	17円92銭

B表（平成28年6月1日以降）

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	19円67銭	18円31銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	19円32銭	18円01銭

ロ 特別高圧自家発補給電力B

(イ) 定期検査または定期補修による場合

A表（平成28年5月31日まで）

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	15円99銭	14円98銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	15円74銭	14円74銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	15円48銭	14円50銭

B表（平成28年6月1日以降）

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	16円08銭	15円07銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	15円83銭	14円83銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	15円57銭	14円59銭

(ロ) (イ)以外の場合

A表（平成28年5月31日まで）

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	18円81銭	17円54銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	18円48銭	17円24銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	18円16銭	16円94銭

B表（平成28年6月1日以降）

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	18円90銭	17円63銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	18円57銭	17円33銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	18円25銭	17円03銭

3 延滞利息

需給約款28（延滞利息）(2)に定める係数は、次のとおりといたします。

係 数	$\frac{8}{108}$
-----	-----------------

4 燃料費調整

(1) 需給約款別表3（燃料費調整）(1)イに定める α 、 β および γ の値

α 、 β および γ の値は、次のとおりといたします。

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

- (2) 需給約款別表3（燃料費調整）(1)に定める基準燃料価格
基準燃料価格は、次のとおりといたします。

基準燃料価格	44,200円
--------	---------

- (3) 需給約款別表3（燃料費調整）(2)に定める基準単価
基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	21銭7厘
------------	-------

附 則（実施期日）

この料金表は，平成28年4月1日から実施いたします。